



2平環政第193号
令和2年(2020年) 7月13日

平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条の規定に基づき、次の事項を諮問する。

記

- 1 平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について

以上
(事務担当は環境政策課資源循環担当)

諮問 平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(理由)

現在の平塚市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、平成18年度を計画期間の初年度とし、平成26年度を中間目標年度、令和2年度の本年度を最終目標年度とした、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づく法定計画であり、区域内の一般廃棄物処理に関して、長期的視点に立った基本的な方針を定めている。

昨年度の平塚市廃棄物対策審議会では、国の第四次循環型社会形成推進基本計画やSDGs等を踏まえ、本計画の改定にあたり留意すべき基本理念・基本方針の考え方の整理とともに、近年国内外において課題として挙げられている食品ロス削減に向けた対策、プラスチックごみゼロに向けた対策、そして超高齢社会における廃棄物対策の3点を重点的に議論し、意見の集約を行った。

この度、事務局で策定した骨子案では、昨年度の議論を踏まえ、今後10年間ににおける様々な目標値の設定や、施策の展開を記載している。

自然豊かな環境を次の世代につないでいくためには、これまで以上にごみの排出抑制、再使用、再生利用等の実践とともに、できるだけ環境負荷をかけないリサイクル・適正処理、限りある資源の抽出やエネルギーの有効活用を推進していかなければいけない。

以上の点から、循環型社会の構築に留まらない低炭素・脱炭素社会の実現、自然共生社会の構築に向けた取組についても、廃棄物施策においても可能な限り進展させるために検討を願うものである。

以上